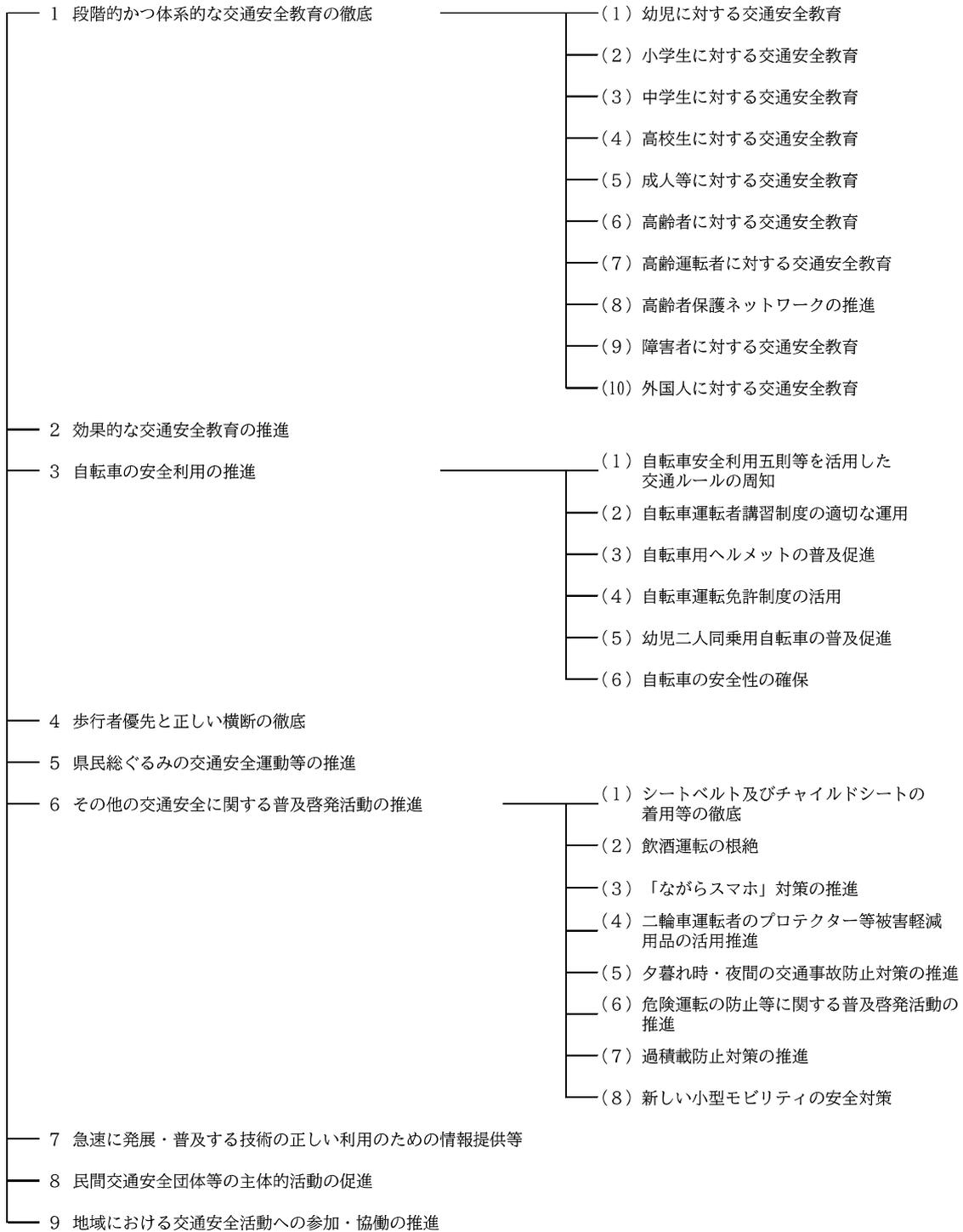


第2章 交通安全思想の普及徹底

《施策の体系》



第2章 交通安全思想の普及徹底

交通安全教育は、自他の生命尊重という理念の下、県民一人一人が交通社会の一員としての責任を自覚するとともに、交通安全意識の高揚、交通ルールと正しい交通マナーを遵守し、相手の立場を尊重し、ほかの人々や地域の安全にも貢献できる良き社会人を育成する上で、重要な意義を有しています。

また、人優先の交通安全思想の下、自動車と比較して弱い立場にある歩行者等の安全を一層確保するため、思いやりの心を育むとともに、交通事故被害者等の痛みを思いやり、交通事故の被害者にも加害者にもならない意識を育てることが重要です。

交通安全意識を向上させ、正しい交通マナーを身に付けるため、人間の成長過程に応じた段階的かつ体系的な交通安全教育を推進します。

また、高齢化が進展する中で、高齢者自身の交通安全意識の向上を図るとともに、他の年代に対しても高齢者の特性を知り、高齢者に配慮する意識を高めるための啓発指導も重要になっています。

1 段階的かつ体系的な交通安全教育の徹底

(1) 幼児に対する交通安全教育

関係機関	県総務部、県県民生活部、県福祉部、県教育局、県警察本部
------	-----------------------------

幼児に対する交通安全教育は、心身の発達段階や地域の実情に応じて、基本的な交通ルールを守り、正しい交通マナーを実践する態度を習得させるとともに、日常生活において安全に道路を通行するために必要な基本的な技能及び知識を習得させることを目標とします。

また、幼稚園、保育所及び認定こども園等においては、家庭や地域、関係機関・団体と連携、協力を図りながら、保育中の事故防止及び安全対策の一環として計画的かつ継続的な交通安全教育を行うとともに、日常の教育・保育活動のあらゆる場面をとらえて交通安全教育を推進します。

これらを効果的に実施するため、教職員の指導力の向上を図るとともに交通ボランティアによる通園時の安全な通行の指導等を実施します。

(2) 小学生に対する交通安全教育

関係機関	県総務部、県県民生活部、県教育局、県警察本部
------	------------------------

小学生に対する交通安全教育は、心身の発達段階や地域の実情に応じて歩行者及び自転車の利用者として必要な技能と知識を習得させるとともに、道路及び交通の状況に応じて、安全に道路を通行するために、道路交通における危険を予測し、これを回避して安全に通行する意識及び能力を高めることを目標とします。

小学校においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、体育、道徳、総合的な学習の時間、特別活動など学校の教育活動全体を通じて、安全な歩行の仕方、自転車の安全な利用、乗り物の安全な利用、危険の予測と回避、交通ルールの意味及び必要性等について重点的に交通安全教育を実施します。

このため、自転車の安全な利用等も含め、安全な通学のための教育教材等を作成・配布するとともに、交通事故発生時の加害者の責任について教育する等交通安全教室を一層推進するほか、教員等を対象とした心肺蘇生法の実技講習会等を実施します。

関係機関・団体は、小学校において行われる交通安全教育の支援を行うとともに、児童に対する補完的な交通安全教育の推進を図ります。また、児童の保護者が日常生活の中で模範的な行動をとり、歩行中、自転車乗用中等実際の交通の場面で、児童に対し、基本的な交通ルールや交通マナーを教えられるよう保護者を対象とした交通安全講習会等を開催します。

さらに、交通ボランティアによる児童に対する安全な行動の指導、児童の保護者を対象とした交通安全講習会等の開催を促進します。

(3) 中学生に対する交通安全教育

関係機関	県総務部、県県民生活部、県教育局、県警察本部
------	------------------------

中学生に対する交通安全教育は、日常生活における交通安全に必要な事柄、特に、自転車で安全に道路を通行するために、必要な技能と知識を十分に習得させるとともに、道路を通行する場合は、思いやりをもって、自己の安全ばかりでなく、他の人々の安全にも配慮できるようにすることを目標とします。

中学校においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、保健体育、道徳、総合的な学習の時間、特別活動など学校の教育活動全体を通じて、安全な歩行の仕方、自転車の安全な利用、自動車等の特性、危険の予測と回避、標識等の意味、自転車事故における加害者の責任、応急手当等について重点的に交通安全教育を実施します。

このため、自転車の安全な利用等も含め、安全な通学のための教育教材等を作成・配

布するとともに、交通安全教室を一層推進するほか、教員等を対象とした心肺蘇生法の実技講習会等を実施します。

関係機関・団体は、中学校において行われる交通安全教育が円滑に実施できるよう指導者の派遣、情報の提供等の支援を行うとともに、地域において、保護者対象の交通安全講習会や中学生に対する補完的な交通安全教育の推進を図ります。

(4) 高校生に対する交通安全教育

関係機関	県総務部、県県民生活部、県教育局、県警察本部
------	------------------------

高校生に対する交通安全教育は、日常生活における交通安全に必要な事柄、特に、二輪車の運転者及び自転車の利用者として安全に道路を通行するために、必要な技能と知識を十分に習得させるとともに、交通社会の一員として交通ルールを遵守し、自他の生命を尊重する等責任をもって行動することができるような健全な社会人を育成することを目標とします。

高等学校においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、保健体育科、総合的な探究の時間、特別活動等の教育活動全体を通じて、自転車の安全な利用、二輪車・自動車の特性、危険の予測と回避、運転者の責任、応急手当等についてさらに理解を深めるとともに、生徒の多くが、近い将来、普通免許等を取得することが予想されることから、免許取得前の教育としての性格を重視した交通安全教育を行います。

特に、二輪車・自動車の安全に関する指導については、生徒の実態や地域の実情に応じて、安全運転を推進する機関・団体やPTA等と連携しながら、安全運転に関する意識の向上及び実技指導等を含む実践的な交通安全教育の充実を図ります。

このため、自転車の安全な利用等も含め、安全な通学のための教育教材等を作成・配布するとともに、交通安全教室を一層推進するほか、教員等を対象とした心肺蘇生法の実技講習会等を実施します。

関係機関・団体は、高等学校において行われる交通安全教育が円滑に実施できるよう指導者の派遣、情報の提供等の支援を行うとともに、地域において、高校生及び相当年齢者に対する補完的な交通安全教育の推進を図ります。

なお、各高等学校では、「高校生の自動二輪車等の交通安全に関する指導要項」に基づく指導を行い、自動二輪車等の運転免許を取得し、運転する生徒に対しては、適切な交通安全教育を行います。

また、小中学校等との交流を図る等して高校生の果たしうる役割を考えさせるとともに、交通安全活動への積極的な参加を促します。

このほか、令和8年4月から、高校卒業時の運転免許取得者が急増することに対応す

るとともに、高校卒業後に社会人として自動車を運転できることを可能とするため、17歳6か月での普通免許等の仮免許取得が可能となります。こうした制度改正について、周知を図るとともに、運転免許の取得自体は引き続き18歳であることから、仮運転免許期間中の違法な運転や交通事故を防止するため、警察と学校、自動車教習所、関係機関が連携し、交通安全教育を行います。

(5) 成人等に対する交通安全教育

関係機関	県県民生活部、県警察本部
------	--------------

ア 若者に対する交通安全教育

若者に対する交通安全教育は、若者の交通事故実態、交通事故加害者としての実態の周知に重点を置き、自己の運転技量に対する正確な認識及び社会的責任を自覚させ、運転者としての交通安全意識を高め、著しい速度超過、飲酒運転など悪質・危険な運転の防止を図ります。

また、若者の特性と興味に十分配慮し、若者が積極的に参加・理解しやすい効果的な交通安全教育を推進するため、関係機関・団体とともに、自転車、二輪車及び四輪車の運転実技教育など、参加・体験・実践型の交通安全教育を推進します。

併せて特定小型原動機付自転車やペダル付き電動バイク（モペット）の新しいモビリティに対する交通ルールや交通マナーについて、交通安全教育や広報啓発活動を推進します。

このほか、運転免許を取らない若者の増加に鑑み、運転免許を持たない若者や成人が交通安全について学ぶ機会を設けるよう努めます。

イ 成人に対する交通安全教育

成人に対する交通安全教育は、自動車等の安全運転の確保の観点から、免許取得時及び免許取得後の運転者教育を中心として行います。免許取得時の教育は、自動車教習所における教習が中心となることから、教習水準のより一層の向上に努めます。

また、免許取得後の運転者教育は、運転者としての社会的責任の自覚、安全運転に必要な知識、技術、特に危険予測・回避能力の向上、さらに、交通事故を起こした際の対応要領や交通事故被害者の心情など交通事故の悲惨さに対する理解、交通安全意識・正しい交通マナーの向上に努めます。

これらは公安委員会が実施する各種講習、自動車教習所等が受講者の特性に応じて実施する運転者教育及び事業者の安全運転管理の一環として安全運転管理者、運行管理者等が実施する交通安全教育を中心に行います。

このほか、学級・講座等を通じ、自転車の安全利用に係る交通安全教育についても促進を図ります。

(6) 高齢者に対する交通安全教育

関係機関	県県民生活部、県福祉部、県警察本部
------	-------------------

高齢者に対する交通安全教育は、運転免許の有無等により、交通行動や危険認識、交通ルール等の知識に差があることに留意しながら、加齢に伴う身体機能の変化が歩行中・自転車乗車中の交通行動に及ぼす影響や、運転者側から見た歩行者や自転車の危険行動を理解させるとともに、自ら納得して安全な交通行動を実践することができるよう必要な実践的技能及び交通ルール等の知識を習得させるほか、夜間の交通事故防止に効果の高い反射材の普及促進を目標とします。また、高齢者は高齢者以外と比較して「横断違反」の割合が高い実態を踏まえ、歩行中の交通ルール、自転車の安全利用等、歩行者と自転車利用者に一層重点を置き、交通ルールの遵守を促していきます。

特に、今まで交通安全教育を受ける機会のなかった高齢者を中心に、訪問型の交通安全教育やこども、孫の3世代が交通安全をテーマに交流する世代間交流を促進するほか、高齢者同士の相互啓発等による交通安全意識の高揚を図るため、老人クラブ等の関係団体と連携して、高齢者自身による自主的な交通安全活動を促進します。

また、高齢者に対する交通安全指導担当者の養成、教材・教具等の指導体制の充実に努めるとともに、交通安全体験学習施設の活用など、各種教育機材を活用した参加・体験・実践型の交通安全教育を積極的に推進します。

さらに、高齢化の一層の進展に的確に対応し、高齢者が安全に、かつ、安心して外出できる交通社会を形成するため、高齢者自身の交通安全意識の向上はもとより、県民全体が高齢者を見守り、高齢者に配慮する意識を高めていくことや、地域の見守り活動を通じ、地域が一体となって高齢者の安全確保に取り組むよう努めます。

(7) 高齢運転者に対する交通安全教育

関係機関	県県民生活部、県警察本部
------	--------------

高齢運転者に対しては、高齢者に自己の運動能力や反応動作、自動車の特性等を再認識させ、関係機関・団体、自動車教習所等と連携し、運転適性診断や運転者用機材又は実車運転体験等による運転技能診断を実施して、診断結果に基づく個別指導を行う等の運転者教育を推進します。

また、相次ぐ道路の逆走や操作ミスによる事故の防止を図るため、高齢者が交通事故

の加害者になる可能性があるという観点に基づき、加齢に伴う身体機能や認知機能の低下を知っていただき、安全運転サポート車等に搭載される先進安全技術を体験できる機会を推進するとともに、自主的な運転免許の返納を促す啓発活動等を推進します。

(8) 高齢者保護ネットワークの推進

関係機関	県民生活部、県警察本部
------	-------------

「声掛け」により注意を喚起する活動を促進するとともに、交通事故に遭う危険性の高い認知症高齢者等、援護を必要とする高齢者を交通事故から守るため、行政機関、交通関係団体、タクシー・バス事業者等において、このような高齢者を発見した場合の通報協力体制を確立するなど、高齢者保護のネットワーク化を促進します。

また、加齢による身体機能の変化を理解させるため、医療機関と連携した取組を進めます。

(9) 障害者に対する交通安全教育

関係機関	県民生活部、県福祉部、県警察本部
------	------------------

障害者に対しては、交通安全のために必要な技能及び知識の習得のため、字幕入りビデオの活用等に努めるとともに、参加・体験・実践型の交通安全教育を重視し、地域における福祉活動の場を利用するなどして、障害の種類や程度に応じ、きめ細かい交通安全教育を推進します。

(10) 外国人に対する交通安全教育

関係機関	県民生活部、県警察本部
------	-------------

国際化の進展により、本県に居住・就業する外国人の増加が続く中、日本の交通事故実態、交通ルール等を多言語のパフレット等を活用して紹介し、また、在留外国人に対する外国人コミュニティや日本語学校等における交通安全教育、外国人を雇用する事業者等による外国人運転者の交通安全教育を実施することにより、外国人が日本の交通社会に十分適応できるよう、必要な交通安全知識の普及啓発を図ります。

また、外国人の居住実態等を踏まえ、日本の運転免許取得時に係る運転免許学科試験等の多言語化を推進します。

さらに、運転免許技能試験合格者に対しては、合格発表の機会に、安全運転に必要な知識として、交通事故情勢や交通事故発生要因等を説明したうえで、免許取得者に対する交通安全意識の高揚を図ります。

2 効果的な交通安全教育の推進

関係機関	県県民生活部、県教育局、県警察本部
------	-------------------

交通安全教育を行うに当たっては、受講者が、安全に道路を通行するために必要な知識及び技能を習得し、かつ、その必要性を理解できるように努めるため、従来の方法にとらわれず、参加・体験・実践型の教育方法を積極的に活用します。

交通安全教育を行う機関・団体は、交通安全教育に関する情報を共有し、他の関係機関・団体の求めに応じて交通安全教育に用いる資機材の貸与、講師の派遣及び情報の提供を行うなど相互の連携を図りながら交通安全教育を推進します。

また、受講者の年齢や情報リテラシー、道路交通への参加の態様に応じた交通安全教育指導者の養成・確保、ドライブレコーダーやシミュレーター、VR等の機器の活用など、柔軟に多様な方法を用いて、着実に教育を推進するよう努めます。

さらに、交通安全意識を高めるため、交通事故被害者等と連携した交通安全教育の推進を図ります。

交通安全教育を行った際は、その効果を確認し、必要に応じて教育の方法、利用する教材等を見直して、社会やライフスタイルの変化、技術の進展を踏まえ、新たな手法等も活用し、効果的な交通安全教育ができるよう努めます。

このほか、動画を活用した学習機会の提供、ウェブサイトや SNS 等の各種媒体の積極的活用など、対面によらない交通安全教育についても効果的に推進します。

3 自転車の安全利用の推進

(1) 自転車安全利用に向けた交通ルールの周知

関係機関	県県民生活部、県教育局、県警察本部
------	-------------------

「自転車安全利用五則」（令和4年11月1日 中央交通安全対策会議交通対策本部決定）を活用する等により、歩行者や他の車両に配慮した通行等、自転車の正しい乗り方に関する普及啓発の強化を図ります。

令和6年11月に施行された、自転車の「ながらスマホ」の罰則強化、酒気帯び運転の罰則対象化に関する広報啓発を推進するほか、令和8年4月から交通反則通告制度（いわゆる「青切符」）が施行されたことを踏まえ、交通事故防止のための基本的な交通ルールの理解等を徹底する取組を推進します。

また、薄暮の時間帯から夜間にかけて自転車の重大事故が多発する傾向にあることを踏まえ、自転車の灯火の点灯を徹底し、自転車の側面等への反射材用品の取付けを促進します。

(2) 自転車運転者講習制度の適切な運用

関係機関	県警察本部
------	-------

自転車運転者講習制度を適切に運用し、自転車利用者のルールに対する遵法意識を醸成します。

(3) 自転車用ヘルメットの普及促進

関係機関	県県民生活部、県教育局、県警察本部
------	-------------------

全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用の努力義務化を内容とする道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）の施行を踏まえ改めて示された「自転車安全利用五則」（令和4年11月1日 中央交通安全対策会議交通対策本部決定）を活用するなど、ヘルメット着用による被害軽減効果についての理解促進のため、キャンペーン等による自転車用ヘルメットの配布や各種広報媒体を活用した効果の周知など、自転車乗車時の頭部保護の重要性や、全ての年齢層の自転車利用者に対する「SG」や「JCF」などのマークが付いた安全基準に適合する乗車用ヘルメット着用を始めとした交通ルール・マナーについて広報啓発、交通安全教育等の充実を図ります。

(4) 自転車運転免許制度の活用

関係機関	県教育局、県警察本部
------	------------

子どもに対して「自転車運転免許制度」を活用して、自転車の安全な乗り方等を指導することにより、自転車の安全な利用を推進します。

(5) 幼児二人同乗用自転車の普及促進

関係機関	県県民生活部、県警察本部
------	--------------

幼児を同乗させる場合において安全性に優れた幼児二人同乗用自転車の普及を促進します。

具体的には、自転車に同乗する幼児の安全を確保するため、保護者に対して幼児の同乗が運転操作に与える影響等を体感できる参加・体験・実践型の交通安全教育を実施するほか、シートベルトを備えている幼児用座席に幼児を乗せるときは、シートベルトを着用させるよう広報啓発活動を推進します。

また、幼児二人同乗用自転車を利用する際は、子どもだけではなく、保護者にも自転車用ヘルメットを着用するよう交通安全教育や広報啓発活動を推進します。

(6) 自転車の安全性の確保

関係機関	関東経済産業局、県県民生活部、県警察本部
------	----------------------

近年、駆動補助機付自転車（電動アシスト自転車）の基準を満たさず、運転免許を要する一般原動機付自転車等に該当する車両を駆動補助機付自転車（電動アシスト自転車）として、安易に販売する事業者が見られ、自転車の安全な利用を確保し、自転車事故の防止を図るため、駆動補助機付自転車（電動アシスト自転車）及び普通自転車の型式認定制度を周知し、適切な運用を推進します。

また、自転車の安全性を確保するため、関係団体が実施している自転車の安全性向上を目的とする各種マーク制度（BAA マーク、TS マーク、SG マーク、JIS マーク等）の普及に努め、自転車利用者が定期的に点検整備や正しい利用方法等の指導を受ける気運を醸成します。

さらに、薄暮の時間帯から夜間における自転車事故を防止するため、灯火点灯の徹底と反射材用品等の取付けの促進により、自転車の被視認性の向上を図ります。

4 歩行者優先と正しい横断の徹底

関係機関	県県民生活部、県警察本部
------	--------------

信号機のない横断歩道での死亡事故では、自動車の横断歩道手前での減速が不十分なものが多いことから、運転者に対して横断歩道手前での減速義務や横断歩道における歩行者優先義務を再認識させるため、交通安全教育や交通指導取締り等を推進します。

また、歩行者に対しては、横断歩道を渡ること、信号機のあるところではその信号に従うといった交通ルールの周知を図ります。

さらに、運転者に対してハンドサイン等、横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始め、横断中も周りに気をつけること等、歩行者が自らの安全を守るための交通行動を促すための交通安全教育等を推進します。

そのほか、関係機関・団体と協力した広報啓発活動を推進します。

さらに、高齢の歩行者は、加齢に伴う歩行速度の低下により横断に時間を要することにより交通事故の危険性が高まることを踏まえ、横断時の交通事故防止のための交通安全教育を推進するとともに、運転者に対して、このような高齢者の行動特性について注意喚起します。

5 県民総ぐるみの交通安全運動等の推進

関係機関	県県民生活部、県教育局、県警察本部
------	-------------------

県民一人一人に広く交通安全意識の浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を県民総ぐるみで実施します。交通安全運動では、埼玉県交通安全対策協議会の構成機関である関係機関・団体や民間企業を始め、市町村や警察署と連携して、交通事故防止の徹底を図ります。

また、交通安全関係団体と一体となって交通安全イベントを実施するとともに、一定期間交通死亡事故がゼロであった県内市町村等を県、県警、県教育委員会等で表彰し、さらなる県民の交通安全意識の向上を図ります。

さらに、交通安全に関する広報については、テレビ、ラジオ、新聞、インターネット等の様々な媒体を活用し、民間団体との協働も含め、計画的かつ継続的に実施します。

その際、交通事故ゼロ等を踏まえた広報、日常生活に密着した内容の広報、交通事故被害者の声を取り入れた広報など、具体的で訴求力の高い内容を重点的かつ集中的に実施するよう努めます。

<実施方法>

交通安全運動の実施に当たっては、事前に運動の趣旨、実施期間、運動重点、実施計画等について、広く県民に周知することにより、県民総ぐるみの交通安全運動を展開します。

<運動の重点目標>

交通安全運動の重点は、高齢者の交通事故防止、交差点の交通事故防止、自転車の安全利用の推進、飲酒運転の根絶など、本県の特徴を踏まえたものとし、夕暮れ時の交通事故防止などの時季的な事項も考慮して設定します。

<運動の時期>

県民の交通安全意識の高揚を図るため、春・秋の全国交通安全運動に加え、埼玉県独自の運動として交通事故が多発する時期をとらえて展開します。

6 その他の交通安全に関する普及啓発活動の推進

(1) シートベルト及びチャイルドシートの着用等の徹底

関係機関	県県民生活部、県警察本部
------	--------------

シートベルト着用及びチャイルドシート使用の効果、正しい着用・使用方法などについての理解を深め、後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルト着用及びチャイルドシートの正しい使用の徹底を図ります。

このため、市町村、関係機関・団体等と連携し、あらゆる機会を通じて普及啓発活動を展開するとともに、市町村等の支援制度により、チャイルドシートを利用しやすい環境づくりを進めます。

チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法について、理解を深めるための広報啓発・指導を推進し、正しい使用の徹底を図るとともに、地方公共団体、民間団体等が実施している各種支援制度の活用を通じて、チャイルドシートを利用しやすい環境づくりを促進します。

また、6歳以上であっても、体格等の状況により、シートベルトを適切に着用させることができない場合にはチャイルドシートを使用させることが望ましいこと等について、広報啓発を強化し、適切なチャイルドシートの使用の定着化を図ります。

チャイルドシートの使用効果と正しい使用方法について、不適正使用時の致死率は、適正使用時と比較して格段に高くなることを注意喚起します。

(2) 飲酒運転の根絶

関係機関	県県民生活部、県警察本部
------	--------------

飲酒運転の危険性や飲酒運転による交通事故の実態を周知するための交通安全教育や広報啓発を推進します。

また、飲酒運転を根絶するため、県、市町村をはじめ、安全運転管理者、酒類製造・販売業者、酒類提供飲食店等の関係機関・団体とともに、広報啓発活動を推進し、飲酒運転に厳しい規範意識の確立を図ります。

さらに、ハンドルキーパー運動を推進するとともに、飲酒の影響、飲酒習慣についての正しい知識の普及など、総合的に飲酒運転根絶に向けた取組を推進するほか、令和6年11月に施行された、自転車の酒気帯び運転の罰則対象化に関する広報啓発を推進します。

(3) 「ながらスマホ」対策の推進

関係機関	県民生活部、県警察本部
------	-------------

自動車運転中の携帯電話使用等による交通死亡・重傷事故が増加している状況に鑑み、スマートフォンの画面を注視したり、携帯電話で通話したりしながら運転する、「ながらスマホ」について、その危険性や交通事故実態等について交通安全教育や交通安全キャンペーンを実施し広報啓発を推進するほか、関係事業者等や、安全運転管理者による教育の徹底を推進します。

また、シミュレーター等を用いた「ながらスマホ」の体験等を通じた、その危険性を実感できる交通安全教育や携帯電話事業者等、関係企業と連携した具体的な危険性の周知を含めた交通安全キャンペーンを実施します。

さらに、据置き型のスマートフォンを注視することの危険性に関する周知を図ります。

令和6年11月に施行された、自転車の「ながらスマホ」の罰則強化に関する広報啓発を推進するほか、交通事故防止のための基本的な交通ルールの理解等を徹底する取組を推進します。

(4) 二輪車運転者のプロテクター等被害軽減用品の活用推進

関係機関	県民生活部、県警察本部
------	-------------

二輪車乗車中の事故時の被害を軽減するため、ヘルメットの正しい着用とプロテクターの着用や、頭部と胸部等保護の重要性について周知を図るとともに、関係機関・団体と連携して、被害軽減用品の活用を推進します。

(5) 夕暮れ時・夜間の交通事故防止対策の推進

関係機関	県民生活部、県警察本部
------	-------------

夕暮れ時・夜間の交通事故を防止するため、自動車、自転車の前照灯の早めの点灯や自動車（原付車含む）の適切なハイビームの使用を促進します。

また、歩行者・自転車利用者に対する明るい目立つ衣類等の着用促進や反射材用品、自発光式ライト等の普及を図るとともに、反射材用品等の視認効果に対する理解を深めるため、イベントにおける効果体験等、参加・体験・実践型の交通安全教育を実施します。特に、交通事故死者数で占める割合が高い高齢者に対しては、積極的な広報活動等を通じて普及促進を図ります。

そのほか、反射材用品等の普及に当たっては、明るい目立つ衣類等の着用に加え、衣服や靴、鞆等の身の回り品への反射材用品の組み込みを推奨するとともに、適切な反射

性能等を有する製品についての情報提供に努めます。

(6) 危険運転の防止等に関する普及啓発活動の推進

関係機関	県民生活部、県保健医療部、県警察本部
------	--------------------

妨害運転（あおり運転）や飲酒運転等の危険運転の要因となる違反行為を根絶するための広報啓発活動や、被害を受けた際の認定にドライブレコーダーが役立ち、かつ被害抑止にもつながることについて、交通安全教育やイベント等の場を活用するなど、広報啓発活動に努めます。

また、覚醒剤、大麻、危険ドラッグ等薬物の乱用防止について、関係団体・関係機関と連携・協力して啓発を行うとともに、啓発内容の充実に努めます。

(7) 過積載防止対策の推進

関係機関	関東地方整備局、関東運輸局、県民生活部、県土整備部、 県環境部、県警察本部
------	--

埼玉県過積載防止対策推進会議において決定した「埼玉県過積載防止対策」に基づき、過積載防止対策を推進するとともに、各種広報啓発活動を推進します。

(8) 新しい小型モビリティの安全対策

関係機関	県民生活部、県警察本部
------	-------------

ア 特定小型原動機付自転車の安全利用の推進

特定小型原動機付自転車について、時速6キロメートル毎時の速度を超えて加速することができない構造であること等の基準を満たす特例特定小型原動機付自転車が一定の要件を満たす場合にのみ歩道通行が可能であり、それ以外の場合は歩道通行が禁止されていること、車道における左側通行の徹底、車両用信号の遵守と停止線での停止の徹底、飲酒運転の禁止といった基本的な交通ルールや自己を守るためにヘルメットの着用が効果的であることについて、関係事業者と連携して利用者に対して周知徹底を図るとともに、若い世代を中心に様々な機会を利用し、安全教育を強化します。

また、関係事業者が取り組むべき交通安全対策について定めた「特定小型原動機付自転車の安全な利用を促進するための関係事業者ガイドライン」に基づく安全対策を推進します。

さらに、シェアリング事業者に対して、車体に搭載したGPS機能等による歩道走行・逆走等の危険走行の検知等、新たな技術を活用した追加的な対策を講じるよう働き掛け

を強化するなど、交通事故・交通違反の状況等を踏まえた更なる実効的な対策について検討を進めます。

イ ペダル付き電動バイクの安全対策の推進

ペダル付き電動バイクについては、駆動補助機付自転車（電動アシスト自転車）ではなく、一般原動機付自転車又は自動車に該当し、道路を通行させるにはナンバープレートを取得し、車体に表示しなければいけないほか、その運転には運転免許が必要であり、乗車用ヘルメットをかぶらなければならないなど、一般原動機付自転車等に適用される交通ルールを遵守する必要があることについて、関係機関、販売事業者、プラットフォーム提供事業者等と連携して、周知を徹底します。

また、ペダル付き電動バイクの安全な利用を確保するため、販売事業者が販売時にペダル付き電動バイク等の小型モビリティの車両区分を明示することや飲食物等の配送業務を委託する事業者において、配達員がペダル付き電動バイク等の小型モビリティを配送業務に使用しようとする場合に正確な車両区分を登録させること等、「自動車又は一般原動機付自転車に該当するペダル付き電動バイク及びキックボード様の立ち乗り型電動車の交通事故を防止するための関係事業者ガイドライン」に基づき、関係事業者が取り組むべき交通安全対策の一層の推進を図ります。

7 急速に発展・普及する技術の正しい利用のための情報提供等

関係機関	県民生活部、県警察本部
------	-------------

衝突被害軽減ブレーキや自動運転等の先進技術について、ユーザーが過信することなく使用してもらえるような情報を始め、自動車アセスメント情報、安全装置の有効性、ドライブレコーダーの普及啓発、自動車の正しい使い方、点検整備の方法、交通事故の概況等に係る情報を、自動車ディーラーや販売店、関係機関・団体等と連携し、ユーザーに分かりやすく周知します。

8 民間交通安全団体等の主体的活動の促進

関係機関	県民生活部、県教育局、県警察本部
------	------------------

幼児から高齢者に至るまでの発達段階に応じ、学校、職場、家庭、地域等において、実践的かつ効果的な交通安全教育を実施するためには、交通社会に参加するすべての人々に、説得力のある指導が行える交通安全教育指導者を養成することが必要です。そのため、交通安全まなび隊をはじめとした民間ボランティア、学校、職場等各領域における指導者を

対象とした研修会等の拡充を図るとともに、これらの指導者による自発的な交通安全教育を促進します。

また、交通安全指導者研修会の開催、交通安全教育推進校の委嘱、指導資料の作成・配布等による教職員の指導力の向上及び埼玉県安全教育研究協議会等との連携を図ります。

交通安全を目的とする民間団体については、交通安全教育指導者の養成等の事業及び諸行事に対する援助、交通安全対策に必要な資料を提供するなど、その主体的な活動を促進します。

また、各季の交通安全運動等を実施する際は、埼玉県交通安全対策協議会を中心に、行政・民間団体等が定期的に連絡協議を行い、それぞれの立場に応じた交通安全活動が地域の実情に即して効果的かつ積極的に行われるような活動の展開を図ります。

さらに、各主体による創意・工夫された活動を支援し、民間団体等による自発的な交通安全対策を促進します。

9 地域における交通安全活動への参加・協働の推進

関係機関	県警察本部
------	-------

交通安全活動については、県、警察、市町村、学校、関係民間団体、地域社会、企業及び家庭がそれぞれの特性を活かし、互いに連携を図りながら地域ぐるみの活動を推進します。

このため、市町村ごとに関係機関・団体等が連携調整する場を設け、緊密な連携による交通安全活動を推進します。

また、警察、市町村、自動車教習所等が連携し、自動車教習所の「一日開放」等を活用した参加・体験・実践型の交通安全活動を推進します。